

「冠水車」の不当表示に関する改正規約が 2023年4月27日に施行されました

当協議会は、「冠水車」の不当表示に関する「自動車業における表示に関する公正競争規約改正(案)」について、消費者庁及び公正取引委員会に認定申請をしておりましたが、2023年3月27日付で認定、4月27日付で官報に告示され、同日施行されました。

会員各社におかれましては、本内容をご確認の上、適正な表示に努められますよう、お願いいたします。

<改正内容のポイント>

- ◇不当表示の禁止規定に「冠水車であるにもかかわらず、虚偽の表示及びその旨を表示しないことにより、冠水車ではないかのように一般消費者に誤認されるおそれのある表示」を追加
- ◇規約違反措置基準に「冠水車」に関する不当表示に対する厳罰規定を新設(初回から「**厳重警告**」、悪質なものは併せて「**違約金**」を課す)

■自動車業における表示に関する公正競争規約(新旧対照表)

https://www.aftc.or.jp/content/files/am/kiyaku/202303_kiyaku_shinkyu.pdf

■自動車業における表示に関する公正競争規約(全文)

https://www.aftc.or.jp/content/files/am/kiyaku/HP_kiyaku_202304.pdf

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで info@aftc.or.jp
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112